

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（令和7年度）

住 所 東京都多摩市南野一丁目4番地1

事業者名 飛鳥交通ニュータウン株式会社
代表者名 代表取締役 川野 繁

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデ ザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの割合について、約6割の 車両割合を維持する。	97台中62台達成 (64%)

② 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で
定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・教育訓練 ・聴覚障害のある 方への対応	・導入したユニバーサルデザインタクシーについて、効果 的な運用を行えるように、社内教育等の必要な措置を講ず る。 ・聴覚障害のある方からの文字による意思疎通の申し出に 対応 できるように、乗務員の配置、勤務体制の確保を図る。	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配置	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全てユニ バーサルドライバー研修を受講する。	計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
配車アプリへの 車両指定機能の 追加	配車アプリを、予約時にスライドドア車両（ジャパンタク シー）が指定できるよう設定する。	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員の研修 ・車椅子使用者 の乗降支援の実 技研修の実施	・新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講す る。 ・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子 使用者の乗降支援の実技研修を定期的に実施する。	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・障害者等が多く参加するイベント等、ユニバーサルデザインタクシーを優先して配車する必要がある場合には、他社タクシー会社とも連携できるように連絡体制の構築を検討する。
- ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
- ・本社の業務課をバリアフリーの主管課とし、社として推進体制を構築する。

(3) 報告書の公表方法

<https://www.aska-web.co.jp/traffic-service/plan> にて掲示中

(4) その他

Ⅱ 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

	公 共 交 通 移 動 等 円 滑 化 基 準 省 令 に 適 合 し た 車 両 数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	63	63	63	0	0	0
年度末車両数	62	62	62	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	×
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	×

(第 9 号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第 1 項又は第 2 項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第 1 項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2 の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第 1 項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第 1 項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第 2 項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。